平成２３年（フ）第１５２号
福島市曽根田町10―６　グランパークホテルエクセル福島恵比寿502号室、住民票上の住所福島県南相馬市原町区本陣前１丁目50番地の18
債務者　甲斐　章子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
福島県伊達市保原町字泉町６番地11
債務者　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅10―４―４号
債務者　井上　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５０号
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート２棟301号
債務者　宮田さち子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５９号
茨城県那珂市菅谷2568番地12
債務者　五十嵐雅明
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６７号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート11棟３Ｆ２号
債務者　大信希代美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
茨城県かすみがうら市下稲吉2644番地４　メゾンド木村９号
債務者　中澤　久美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
茨城県土浦市都和１丁目11番13号
債務者　猪瀬　修司
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９３号
茨城県土浦市港町２丁目２番19―302号
債務者　細島　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
茨城県石岡市若宮１丁目７番３号
債務者　野口　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９９号
茨城県かすみがうら市下稲吉3264番地14リュミエールＤ―101
債務者　小野　　宏
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０７号
茨城県土浦市板谷５丁目669番地　住宅公団寮
債務者　小松　道孝
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８３号
群馬県桐生市新里町新川3505番地
債務者　長谷川康一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８４号
群馬県桐生市相生町３丁目632番地　ハイツグレイス相生Ａ―１
債務者　齋藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２４３号
山梨県甲府市朝気３丁目18番17号
債務者　芦澤　　建
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
山梨県甲斐市万才175番地７
債務者　保坂かしみ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
岐阜県高山市下切町444番地２
債務者　岡田与二郎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係